

早稲田実業学校陸上競技部OB会 会則

(名称)

第1条 本会の名称を「早実陸友会」とする。

(目的)

第2条 本会は、早稲田実業学校陸上競技部の永続的発展を目指し、同部を支援すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達する為に下記の事を行なう。

1. 総会の開催
2. 会員名簿の管理
3. 陸上競技部応援ホームページの管理
4. その他本会の目的に必要な事項

(会員・入会)

第4条 本会の会員は次の3種とする。

1. 正会員

正会員は早稲田実業学校高等部陸上競技部に高校3年間在籍した卒業生とする。

2. 準会員

準会員は早稲田実業学校の卒業生・陸上競技部在籍経験者・正会員の家族・コーチ経験者等、早稲田実業学校陸上競技部と強い関係を持ち、かつ、本会の趣旨に賛同し入会を希望する者とする。

3. 名誉会員

名誉会員は早稲田実業学校陸上競技部の顧問経験者とする。

(除名)

第5条 本会の名誉を棄損する行為のあった会員は、総会の議を経てこれを除名することができる。

(会費)

第6条 本会の会員の会費は年間、正会員、準会員、各々3000円とし、名誉会員および学生は免除とする。

(会員への連絡)

第7条 会員への連絡は、Eメールおよび郵送で行ない、Eメール、郵送の順に優先する。

(個人情報の取り扱い)

第8条 本会の会員名簿における氏名以外の個人情報の掲載は、会員本人の書面による申し出により割愛することができる。

(役員の種類)

第9条 本会は次の役員を置く。

1. 会長(1名)
2. 副会長(2名以内)
3. 幹事(若干名)
4. 相談役(若干名)
5. 会計監査(2名)

なお、役員の実任は妨げない。

(役員の実任)

第10条 本会長は総会出席者の3分の2以上の承認を得て選出し、会長以外の役員は会長に一任する。役員の実任は3年間とする。

(総会)

第11条 総会は、会務一般の報告、会計報告、重要事項の審議などのため、会長が招集し、原則的に3年に1回とする。総会の決議は出席者の過半数をもって行う。ただし、総会欠席者の委任状は出席者と同等の効力を持つ。

(臨時総会)

第12条 会長および役員会が必要と認めた場合には、前項にかかわらず、臨時総会を招集することができる。

(会計)

第13条 本会会計は以下に定める。

1. 本会の会計年度は7月1日より翌年6月30日までとする。
2. 本会経費は、会費、寄付金をもってこれに当てる。
3. 本会会計は総会の承認を必要とする。

(役員会)

第14条 役員会の招集は会長が行い、第9条の役員にてこれを構成する。役員会の決議は出席者の過半数をもって行う。

(事務局)

第15条 本会事務局を会長の指定する住所におく。

(会則の変更)

第16条 本会則は総会の承認を得て変更することができる。

付則

1. この会則は、平成24年7月7日より施行する。
2. この会則の施行に関し、必要な細則は役員会が定める。